

発議第 3 号

令和 7 年 3 月 1 9 日

下野市議会議長 大 島 昌 弘 様

提出者	下野市議会議員	秋 山 幸 男
賛成者	同	小谷野 晴 夫
同	同	村 尾 光 子
同	同	石 田 陽 一
同	同	相 澤 康 男
同	同	伊 藤 陽 一

「有機フッ素化合物による地下水汚染への対応を求める意見書」の
提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1
2 条及び下野市議会会議規則（平成 1 8 年下野市議会規則第 1 号）第 1 4 条の規
定により提出する。

有機フッ素化合物による地下水汚染への対応を求める意見書

現在、有機フッ素化合物（P F A S）による汚染の実態が全国各地で明らかになる中、本市においても、これまでの地下水質調査や浄水検査において、国の暫定目標値（50ng/L）を超える濃度が検出される事案が確認されました。

これにより、市では給水所を設置し安全な水の供給を行うとともに、問題解決の長期化も予想されることから、新たな水源の確保に向け検討を始めました。

P F A S問題は、地下水の広域性からも、汚染原因者の特定が困難であり、技術的な問題等からも市単独で対応することは極めて困難な状況と考えます。

よって、市民の安全を確保し、市民の不安を一刻も早く取り除くため、以下の事項について特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 健康への影響について、国が主体となって調査を行い、健康リスクを明確に示すこと。
- 2 環境への影響や農作物への影響について、最新の科学的知見を踏まえて、飲料や日常生活及び農業等事業活動など用途ごとの使用制限を早期に示すこと。
- 3 有機フッ素化合物問題の解決に向け、国、県との連携を強化するとともに、市が実施する対応策について、財政的支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

栃木県下野市議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
環境大臣
国土交通大臣